

(様式1)

令和5年度（2023年度）横須賀市立鷹取中学校 部活動に係る活動方針

第1 部活動指導の目標

部活動も教育課程との関連を持たせ、学校教育目標の具現化を図るために重要な教育活動である。そのために次の点を重視して、指導することを目指す。

- (1) 部活動を通じて、人間関係を養いながら様々な達成感を培わせる。
- (2) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を念頭におきながら活動させる。
- (3) 生徒の自主性・自発性を尊重した活動にするため、部長と顧問を中心に活動内容を計画的に作り上げていく。

第2 部活動運営方針

1 指導・運営体制

(1) 部の設置

ア 各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動が実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 部の新設することはしない。ただし、下記の部分がクリアできた場合については、検討の余地を残す。

- ① 現状の職員数が大幅に増員され、3年以上継続される見込みがある場合。
- ② ①の条件が満たされ、なおかつ、「顧問が3年以上異動しないだろう」という予想」「部活に必要な部員数が十分に確保される」「活動場所・内容が明確な場合」とする。

(2) 指導体制

ア 部活動顧問の決定に当たって、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

イ 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度対応可能な範囲を確認し、校長が判断する。原則として、教頭が参加申し込みをして引率をする。ただし、日程的に厳しい場合は、所属学年の職員が引率を行う。

2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

- オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、一度大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
- 生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底
- 体罰やハラスメントの根絶の徹底

(2) 部活顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

3 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する、休養日の設定については、以下を基準とする。

- (1) 週当たり 2 日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)
- (2) 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、週休日及び学校の休養日は 3 時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 朝練習は、原則として行わない。ただし、駅伝の活動のみ、生徒の健康面を考慮しながら実施する場合もある。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宣、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクールの時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも 1 日以上の休養日を設けること、また、單一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも 52 日以上に相当する休養日を設けることとする。

4 大会等の参加

週休日等に開催される様々な大会・試合・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する地域行事等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。